

議案第64号関連資料

介護サービス等支援事業について

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、感染防止を徹底しながら、高齢者やその家族の生活を支えるために適切な介護サービスを確保していくため、介護サービス事業所の支援を行っています。第7波における感染者の急増により、感染した要介護者が在宅又は高齢者施設内で療養を継続している現状を踏まえ、下記のとおり補正予算を計上するものです。

記

1 感染した在宅高齢者への介護サービス提供に係る協力金の支給【県補助 10/10】

(1) 概要

支援が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルスに感染し、自宅療養となった期間中に、介護サービス事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

(2) 対象事業所及び支援内容

訪問介護：38千円/日、居宅介護支援：43千円/日、訪問看護：52千円/日

(3) 予算額

15,000千円

2 介護サービスを継続した事業所への支援【県補助 10/10】

(1) 概要

感染防止対策を徹底しつつ、必要な介護サービスを継続実施する事業所に対し、通常の介護サービスを超過して必要となる費用（かかり増し費用）を助成をする。

① 主な対象経費

- ・緊急時の介護人材確保に係る費用
- ・施設の消毒費用、感染性廃棄物の処理費用、衛生用品の購入費用
- ・感染対策を行った上での施設内療養に要する費用 等

② 助成額

【基準単価例】

通所介護：537～889千円、訪問介護 320千円、

介護老人福祉施設：38千円×定員 等

(2) 予算額

99,000千円

3 感染者が発生した施設等への検査キット配布【市独自事業】

(1) 概要

感染者が発生した施設等の介護サービスを継続するにあたり、従事者の感染状況を確認するために必要となる検査キットを配付する。

【検査対象者】

感染者や濃厚接触者を介護するなどにより、検査が必要と施設等が判断した従事者。

ただし、保健所や医療機関が行う検査や県の検査キット配布事業（濃厚接触者となった従事者等の検査に係る検査キットの配布）により対象となる場合を除く。

(2) 予算額

8,800千円